

## ～次の場合には必ず届出をお願いします～

### ①家屋を取り壊した場合

住宅や店舗、事務所、物置、車庫など、建物を取り壊したときは、『家屋滅失届』を税務課へ提出してください。届出がない場合は、取り壊したことが確認できず、翌年度以降もそのまま課税となることがあります。

納税通知書の固定資産(土地・家屋)明細書をご確認いただき、取り壊した家屋が記載されている場合は、届出をお願いいたします。

なお、固定資産税は毎年1月1日に所在する家屋が課税の対象となり、年度の途中で家屋を取り壊した場合でも、その年の税額は変わりません。

### ②未登記家屋の名義を変更した場合

登記されていない家屋の所有者が、相続や売買、その他の理由で変わった場合は『未登記家屋名義変更届』を税務課へ提出してください。

登記されている家屋は、法務局で名義変更手続き(所有権移転登記)をすると、法務局からの通知により、所有者を把握することができますが、登記されていない家屋については税務課への届出がないと所有者の把握ができません。

登記されていない家屋は、納税通知書の固定資産(土地・家屋)明細書の家屋番号欄にアルファベットの「M(エム)」が記載されています。

【問】税務課 資産税班 家屋係 ☎889-4413

## 浄化槽維持管理の 3大義務を知っていますか？

### ①保守点検(年3回)..... 処理機能を維持できます

・登録業者  
(有)九十衛生設備・南城メンテナンス(一部抜粋)ほか、その他業者は県のホームページをご覧ください。

### ②清掃(年1回)..... 汚泥など引き出し処理機能を回復させる効果があります

・許可業者  
南風原衛生社(889-6716)  
津嘉山衛生社(889-4692)

### ③法定検査(年1回)..... 浄化槽の働きを検査できます

・検査機関  
沖縄県環境整備協会(835-8833)

【問】区画下水道課 ☎889-2508

【問】沖縄県南部保健所 ☎889-6351

## 自動交付機の稼働終了について

町役場庁舎内に設置しております「自動交付機」は、現行機器の老朽化及びコンビニ交付サービスも定着したことにより、令和2年6月12日をもってサービスを終了いたしました。

長らくのご利用、ありがとうございました。今後は、より便利なコンビニ交付サービスをご利用ください。

### 【コンビニ交付サービスとは】

○マイナンバーカードや住民基本台帳カードを利用し、町内外のコンビニエンスストア等で証明書が取得できるサービスです。

まだカードをお持ちでない方もマイナンバーカードを申請していただき、ぜひコンビニ交付サービスをご利用下さい。

○役場が閉庁している時間でも証明書が取得できます。

利用可能時間：6時30分～23時まで  
(土曜日、日曜日、祝日も利用可能)

※12月29日～1月3日の期間およびメンテナンス時はご利用できません。店舗によって利用時間が異なる場合があります。

### ■コンビニエンスストアで取得できる証明書■

●住民票 ●印鑑証明書 ●税証明書  
●戸籍証明書 ※住所・本籍が南風原町の方  
●戸籍附票 ※住所・本籍が南風原町の方

【問】住民環境課 ☎889-4414

南風原町に特化したバラエティ！兼城  
十字路チャンネル！  
仲座先輩と、ただのあきのりがYouTube  
で南風原町の魅力を紹介!!

<https://www.youtube.com/channel/UCrLEU0ZalPO1yVtgiXd1JgQ>

はえるんがインスタ  
はじめたよ！  
みんなのフォローと  
コメントまってるん♪



## (同)スターサンクス保険事務所



～未来をつなぐ地域の総合保険代理店～

生命保険☆損害保険  
見直し！相談！お見積り！  
お気軽にお問合せ下さい！

南風原町照屋368サンキヤール1F  
TEL098-894-6346  
代表 金城 裕子

追加募集します！

## 住宅リフォーム補助制度のおしらせ

補助額

★対象工事費の20%  
★最高限度額20万円

住宅リフォーム補助制度の追加募集(若干名)を行います。

### ○申請できる人

- ①南風原町に住居登録している方
- ②対象となる住宅の居住者(建築後、1年以上経過)
- ③町税等の滞納のない方

### ○対象となる住宅

南風原町内にある個人住宅で以下のもの

- ①自己所有住宅(建築後、1年以上経過)

### ○対象となる工事

- ①対象工事費が20万円以上
- ②バリアフリー改修、省エネ改修、住宅の耐久性を向上させる改修工事
- ③令和3年2月20日までに工事が完了し、かつ、工事代金の支払も完了し、町へ実績報告が終了できるもの。

### ○工事を行う業者について

南風原町に本社又は営業所のある事業者(町内個人事業者も含みます。)

### ○補助額

- ★対象工事の20%
- ★最高限度額 20万円

例① 対象工事費 40万円  
40万円×0.2(20%)=8万円  
助成額:8万円

例② 対象工事費 120万円  
120万円×0.2(20%)=24万円  
※助成額の最高限度額は20万円

※交付決定後に工事着手するものが対象となります。

※すでに着手済、完成済の工事については、対象外になりますので、ご了承ください。

※前年度までにリフォーム補助制度を受けた方は、今回の補助対象外となります。

### ○補助対象工事(下記の①～③)

#### ①バリアフリー改修工事◎

- ・通路等の拡幅、階段勾配の緩和
- ・浴室改良・便所改良・手すりの取付
- ・段差の解消・出入口の戸の改良
- ・滑りにくい床材料への取替

#### ②省エネ改修工事◎

- ・窓の断熱・床の断熱・屋根及び天井の断熱・壁の断熱

#### ③住宅の耐久性を向上させる改修工事◎

- ・柱、はり等の主要構造物のはく離したコンクリートの除去及び改修・ひさし、天井裏などのコンクリート除去及び補修

#### ×対象とならない工事例×

- ×バリアフリーに該当しない浴室、便所、出入り口の改修工事
- ×断熱を伴わない床の改修、屋根、壁及び天井の改修工事
- ×門、塀、柵などの外構工事

応募はこちら

受付期間：令和2年10月19日(月)から11月13日(金)

ただし、11月13日(金)までの受付で応募数が予算の範囲を超えた場合には事務局で抽選とします。  
※詳しくはホームページ、まちづくり振興課までお問い合わせください。

TEL:889-4412 Fax:889-7657

お近くでも気軽にどうぞ  
大南タクシー無線

☎855-2114

おかげさまで地域密着、施工 No.1



マゼール  
総合リフォーム専門 護工業  
☎894-6875 FAX894-6876

## 凡事徹底

※当たり前の事をより丁寧に  
徹底的に行って施工しております

### 営業種目

リフォーム工事全般  
各種防水/各種塗装  
コンクリートひび割れ改修補修  
落下防止工事/増改築  
バリアフリー工事/水道/電気  
シロアリ/タイル/鉄骨/アルミ  
土木/ガラス/建物解体/  
お墓改修・補修